

## 協議第19号

### 健康福祉関係事業について（その1）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

#### 健康福祉関係事業について

- 1 国保料（税）率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。  
賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- 2 介護保険料については、第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）から熊本市の例に統一する。
- 3 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。
- 4 熊本市優待証については、新市の事業として継続する。
- 5 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。
- 6 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。
- 7 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、5年間現行のとおり継続する。

- 8 高齢者福祉券交付事業については、5年間現行のとおり継続する。
- 9 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

# 合併協議項目事業一覧

(19 健康福祉関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 国民健康保険事業の取扱い						
	01	国保料(税)率等	健康福祉部会	第5回		
2 介護保険事業の取扱い						
	01	介護保険料	健康福祉部会	第5回		
3 保健衛生事業の取扱い						
	01	骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回		
4 各種福祉制度の取扱い						
	01	熊本市優待証	健康福祉部会	第5回		
	02	戦没者追悼式	健康福祉部会	第5回		
	03	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	第5回		
	04	地域生活支援事業	健康福祉部会	第5回		
	05	高齢者福祉券交付事業	健康福祉部会	第5回		
5 上水道事業の取扱い						
	01	簡易水道等組織・補助金	健康福祉部会	第5回		
国民健康保険事業の取扱い						
		国保健康づくり事業	健康福祉部会			
		国民健康保険届出	健康福祉部会			
		レセプト点検	健康福祉部会			
		給付内容	健康福祉部会			
		国保運営協議会	健康福祉部会			
		(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会			
		保険料収納員経費	健康福祉部会			
		口座振替制度	健康福祉部会			
		国民健康保険会	健康福祉部会			
		納付証明等発行(国保)	健康福祉部会			
		特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会			
介護保険事業の取扱い						
		在宅介護者手当	健康福祉部会			
		介護サービス事業所	健康福祉部会			
		介護認定調査	健康福祉部会			
		介護保険事業計画	健康福祉部会			
		介護保険事業状況報告	健康福祉部会			
		介護保険推進委員会	健康福祉部会			
		介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会			
		介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会			
		介護保険料減免	健康福祉部会			
		家族介護者教室開催	健康福祉部会			
		旧措置入所者	健康福祉部会			
		熊本市地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会			
		熊本市地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会			
		高額介護サービス	健康福祉部会			
		高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会			
		社福減免	健康福祉部会			
		住宅改修理由書	健康福祉部会			
		生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会			
		地域包括支援センター	健康福祉部会	次回以降提案		
		地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会			

地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会			
通所型介護予防事業	健康福祉部会			
被保険者全般	健康福祉部会			
標準負担限度額減額	健康福祉部会			
福祉用具・住宅改修	健康福祉部会			
訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会			
訪問型介護予防事業	健康福祉部会			
保険料徴収	健康福祉部会			
家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会			
高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会			
成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会			
認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会			
納付証明等発行(介護)	健康福祉部会			
障害者控除対象者認定書交付(介護)	健康福祉部会			
消防防災の取扱い				
災害備蓄	健康福祉部会			
災害時要援護者支援体制	健康福祉部会			
保健衛生事業の取扱い				
食品衛生協会補助金	健康福祉部会	次回以降提案		
集団予防接種	健康福祉部会			
乳がん検診	健康福祉部会			
害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会			
インフルエンザ予防接種	健康福祉部会			
結核健診	健康福祉部会			
個別予防接種	健康福祉部会			
胃がん検診	健康福祉部会			
健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会			
健康教育	健康福祉部会			
健康相談	健康福祉部会			
健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会			
健康づくり推進協議会	健康福祉部会			
健康手帳の交付	健康福祉部会			
健康まつり	健康福祉部会			
歯科保健推進事業	健康福祉部会			
子宮がん検診	健康福祉部会			
食生活改善事業	健康福祉部会			
大腸がん検診	健康福祉部会			
賃金	健康福祉部会			
肺がん検診	健康福祉部会			
報酬(予防接種健康被害調査委員)	健康福祉部会			
報償費	健康福祉部会			
保健福祉センター	健康福祉部会			
保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会			
献血推進協議会補助金	健康福祉部会			
在宅当番医制度	健康福祉部会			
集団予防接種	健康福祉部会			
食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会			
犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会			
鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会			
野生鳥獣対策	健康福祉部会			

	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会		
各種福祉制度の取扱い	民生委員児童委員協議会	健康福祉部会		
	老人福祉センター等運営	健康福祉部会		
	生きがい推進事業	健康福祉部会		
	介護予防施設運営委託	健康福祉部会		
	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会		
	熊本市老人憩の家	健康福祉部会		
	敬老祝品支給等	健康福祉部会		
	敬老の集い	健康福祉部会		
	公立高齢者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会		
	公立高齢者福祉施設整備事業	健康福祉部会		
	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会		
	高齢者住宅改造費助成事業	健康福祉部会		
	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会		
	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会		
	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会		
	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会		
	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会		
	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会		
	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会		
	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会		
	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会		
	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会		
	老人クラブ補助金	健康福祉部会	次回以降提案	
	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会		
	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会		
	障がい児支援事業	健康福祉部会		
	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会		
	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会		
	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会		
	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会		
	障がい者プラン	健康福祉部会		
	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会		
	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会		
	重度障がい者支援事業	健康福祉部会		
	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会		
	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会		
	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会		
	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会		
	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会		
	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会		
	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会		
身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会			
身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
精神障がい者支援事業	健康福祉部会			
精神保健対策事業	健康福祉部会			
精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会			
知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会			

	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会			
	補装具給付事業	健康福祉部会			
	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会			
	災害弔慰金等	健康福祉部会			
	災害見舞金等	健康福祉部会			
	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会			
	地域福祉計画	健康福祉部会			
	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会			
	生活保護事業	健康福祉部会			
	生活保護嘱託医	健康福祉部会			
	福祉まつり補助金	健康福祉部会			
	ボランティア協議会補助金	健康福祉部会			
上水道事業の取扱い					
	飲用井戸水質検査委託料	健康福祉部会			
	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会			
	簡易水道組合の水質検査	健康福祉部会			
その他の事業の取扱い					
	国民年金に係る諸届	健康福祉部会			
後期高齢者医療制度の取扱い					
	後期高齢者医療保険料納付証明	健康福祉部会			
	保険料徴収	健康福祉部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	1 国民健康保険事業	小項目名	01 国保料(税)率等	
協議内容	国保料(税)率			
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。</p> <p>賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。</p>			
<b>制 度 比 較</b>				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	1.料(税)率等(平成19年度)	1.税率等(平成19年度)		
	・区分	医療分	介護分	
	・所得割	10.4/100	1.9/100	
	・資産割	—	—	
	・均等割	33,450円	13,400円	
	・平等割	25,800円	—	
	・賦課限度額	56万円	9万円	
	(平成20年度料率)	(平成20年度税率等)		
	・区分	医療分	後期分	介護分
	・所得割	8.3/100	2.1/100	1.9/100
・均等割	26,450円	7,000円	13,400円	
・平等割	20,100円	5,700円	—	
・賦課限度額	47万円	12万円	9万円	
加入者数	241,273人(132,339世帯)(H19.12末)		8,129人(3,885世帯)(H19.12末)	
2.徴収の方式 「料方式」	2.徴収の方式 「税方式」			
3.納期	6月～翌3月10期		6月～翌3月10期	
平成17年度決算	18,650,643千円		491,909千円	
平成18年度決算	20,088,421千円		492,183千円	
平成19年度決算	20,321,123千円		499,400千円	
平成20年度本算定(6/1)	平成20年度本算定(6/1)			
・調定額	17,344,903,522円(医療+支援+介護)		469,807,600円(医療+支援+介護)	
・被保険者数	184,549人		6,243人	
1人あたり調定額	93,985円		75,253円	
参考	平成19年度収納率 88.19%(現年度分のみ)		平成19年度収納率 91.45%(現年度分のみ)	
相違点と課題	<p>国保料(税)率 徴収の方式 熊本市「料」城南町「税」</p>			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	2 介護保険事業	小項目名	01 介護保険料
協議内容	基準額及び所得段階が違いため協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)から熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較						
	熊 本 市	城 南 町				
市 町 別 内 容	○第4期介護保険事業計画(H21～H23) 1.基準額 年額 50,400 円(月 4,200 円) 2.保険料率		○第4期介護保険事業計画(H21～H23) 1.基準額 年額 50,400 円(月 4,200 円) 2.保険料率			
	所得段階	対象になる方	保険料率	所得段階	対象になる方	保険料率
	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税	0.500	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50
	第2段階	世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.500	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50
	第3段階	世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	0.750	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75
	第4段階	本人非課税・世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.875	第4段階	町民税本人非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	0.834
	第5段階	本人非課税・世帯課税で第4段階以外	1.000		世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00
	第6段階	本人課税で、合計所得金額が125万円以下	1.125	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25
	第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円超200万円未満	1.250	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50
	第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.375	歳入予算 平成17年度決算 188,338千円 平成18年度決算 218,547千円 平成19年度決算 224,831千円		
	第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.500			
	第10段階	本人課税で、合計所得金額が400万円以上	1.750			
	歳入予算 平成17年度決算 5,580,694千円 平成18年度決算 6,659,987千円 平成19年度決算 6,911,239千円					
	相違点と課題	基準額及び所得段階。 普通徴収の納期。(熊本市:12期、城南町:10期)				



**熊本市・城南町合併協議会  
事務事業調査票**

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	3 保健衛生事業	小項目名	01 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診
協議内容	城南町のみで実施の各種検診について、住民サービスの視点にたつて協議。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>該当なし</p> <p>※骨粗しょう症検診については、女性健康サポート事業の項目において実施している。</p>	<p>○骨粗しょう症検診</p> <p>1. 対象者 : 30歳以上</p> <p>2. 実施期間 : 集団 9月</p> <p>3. 実施場所 : 保健センター</p> <p>4. 個人負担金 : 700円</p> <p>5. 委託料 : 2,310円</p> <p>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(19年度) : 637人</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 698千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 759千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 1,025千円</p> <p>○前立腺がん検診 (PSA血液検査のみ)</p> <p>1. 対象者 : 50歳以上</p> <p>2. 実施期間 : 集団 9月</p> <p>3. 実施場所 : 保健センター</p> <p>4. 個人負担金 : 500円</p> <p>5. 委託料 : 1,680円</p> <p>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(19年度) : 458人</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 403千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 422千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 540千円</p> <p>○腹部超音波検診</p> <p>1. 対象者 : 30歳以上</p> <p>2. 実施期間 : 集団 9月</p> <p>3. 実施場所 : 保健センター</p> <p>4. 個人負担金 : 1,000円</p> <p>5. 委託料 : 3,360円</p> <p>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(19年度) : 1969人</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 4,325千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 4,415千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 4,646千円</p>
相 違 点 と 課 題	前立腺がん検診、腹部超音波検診については、厚生労働省の指導メニューにないため熊本市では現在実施していない。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	01 熊本市優待証
協議内容	城南町の高齢者、障がい者及び被爆者の方々について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>高齢者、障がい者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付する。</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70 歳以上の高齢者</li> <li>・3 級以上の身体障がい者、B1 以上の知的障がい者、3 級以上の精神障がい者</li> <li>・被爆者手帳の交付を受けた者</li> </ul> <p>バス・電車の利用にあたっては、次の割合による本人負担により、運賃に換算して5000円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・被爆者→運賃の2割(1,000円)</li> <li>・障がい者 →運賃の1割( 500円)</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">平成 17 年度決算 690,351 千円 平成 18 年度決算 648,368 千円 平成 19 年度決算 631,245 千円</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題		

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	02 戦没者追悼式
協議内容	熊本市英霊顕彰会への負担金(補助金)支出について 遺族会補助金について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市英霊顕彰会主催で、毎年8月15日に熊本市民会館で開催。</p> <p>1.熊本市英霊顕彰会に補助金を支出。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 646千円 平成18年度決算 644千円 平成19年度決算 644千円</p> <p>2.熊本市主催の慰霊祭は実施していない。</p> <p>3.熊本市遺族連合会へ補助金(運営補助)を支出。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 900千円 平成18年度決算 900千円 平成19年度決算 900千円</p>	<p>1.熊本市英霊顕彰会に宇城町村会(城南町、富合、美里町)で支出。(城南分 H20 年度予算:8,951 円)</p> <p>2.城南町主催で、毎年4月に火の君総合文化センターで戦没者慰霊祭を開催。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 896千円 平成18年度決算 832千円 平成19年度決算 650千円</p> <p>3.城南町遺族会に補助金を支出。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 147千円 平成18年度決算 147千円 平成19年度決算 147千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>熊本市英霊顕彰会への負担金(補助金)支出</p> <p>熊本市→熊本市で支出。(H20 年度予算 643,500 円)</p> <p>城南町→宇城町村会長名(城南町、富合町、美里町分)で支出。(H20 年度予算 8,951 円※城南町分)</p> <p>負担金額については、県の半額を市が負担するとの決まりから、合併後の負担額については、県との協議が必要と考える</p> <p>遺族会への補助金支出</p> <p>遺族会に対する補助が存在するため、合併後、団体が統合されれば補助の一本化ができるが、統合されない場合の取扱いをどのようにするのか。</p>	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	03 身体障がい者自立支援事業
協議内容	身障者福祉団体への助成について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1.身障者福祉団体助成 福祉団体の運営費・事業費に対して補助することで、その財政基盤を安定したものとし、運営及び各種事業の確実かつ積極的な展開を可能にし、身体障がい者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>○運営費負担金:2件 平成 19 年度決算 ・熊本県高齢者・障がい者雇用支援協会 400 千円 ・熊本県障がい者スポーツ文化協会 4,513 千円</p> <p>○運営費補助金:4件 平成 19 年度決算 ・熊本市身体障がい者福祉協会連合会 900 千円 ・熊本県肢体不自由児協会 270 千円 ・熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ 100 千円 ・日本オトミー協会熊本県支部 200 千円</p> <p>○事業費補助金 ・障がい者列車ひまわり号を走らす実行委員会 200 千円 ・聴覚障がい者情報文化事業 1,000 千円</p>	<p>1.身障者福祉団体助成 同左</p> <p>○運営費負担金:1件 平成 19 年度決算 ・熊本県障がい者スポーツ文化協会 60 千円</p> <p>○運営費補助金:2件 平成 19 年度決算 ・城南町障がい者福祉協議会 1,267 千円 ・熊本県ろう者福祉協会中央支部 10 千円</p>	
	<p>2.身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成 在宅の身体障がい者で一般就労が困難な者の就労の場である福祉工場や授産施設の安定的運営を図るための助成を実施している。</p> <p>福祉工場 1箇所 身障者小規模通所授産施設 1箇所</p> <p>平成 20 年度以降に障がい者自立支援法に基づく新体系へ移行予定。</p>	<p>2.身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成 該当の制度、施設なし</p>	
相違点と課題	両市町において、身障者福祉団体への助成が行われているが、合併に向けて団体間の調整が必要である。 城南町では、身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成の実施なし。		

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	04 地域生活支援事業
協議内容	各事業についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、5年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1.地域活動支援センター運営費助成</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型</p> <p>①目的 地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで社会参加・社会復帰への支援をする。</p> <p>②事業 ・利用者に対し創作的活動・生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供する。 ・医療・福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整 ・地域住民ボランティア育成 ・障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業</p> <p>③補助金 補助先：熊本きぼう生活支援センター 相談支援センターこころ 地域生活支援センターアシスト 地域生活支援センターウィズ 熊本市しょうがい者生活支援センター青空 熊本県あかね生活支援センター 補助金：9,800千円 平成19年度決算 58,800千円</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅢ型の運営費の一部を助成する。 補助先：新町きぼうの家 補助金：15名以上 5,300千円 10名以上14名以下 3,700千円 平成19年度決算 5,300千円</p> <p>2.手話通訳者設置・派遣、要約筆記者派遣経費 手話通訳者設置・手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話通訳者派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p> </td> <td> <p>1.地域活動支援センター事業委託 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型の運営を宇城圏域市町村(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託している。 委託事業所 ・Ⅰ型…うきうき生活支援センター(宇土市) (基礎的事業+機能強化事業) ・Ⅲ型…なずな工房(富合町) (基礎的事業のみ)  平成19年度決算 1,343千円(城南町負担分)</p> <p>2.手話通訳者派遣・要約筆記者派遣経費 手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者などその他のものの意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話奉仕員派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p> </td> </tr> </tbody> </table>		城 南 町	<p>1.地域活動支援センター運営費助成</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型</p> <p>①目的 地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで社会参加・社会復帰への支援をする。</p> <p>②事業 ・利用者に対し創作的活動・生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供する。 ・医療・福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整 ・地域住民ボランティア育成 ・障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業</p> <p>③補助金 補助先：熊本きぼう生活支援センター 相談支援センターこころ 地域生活支援センターアシスト 地域生活支援センターウィズ 熊本市しょうがい者生活支援センター青空 熊本県あかね生活支援センター 補助金：9,800千円 平成19年度決算 58,800千円</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅢ型の運営費の一部を助成する。 補助先：新町きぼうの家 補助金：15名以上 5,300千円 10名以上14名以下 3,700千円 平成19年度決算 5,300千円</p> <p>2.手話通訳者設置・派遣、要約筆記者派遣経費 手話通訳者設置・手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話通訳者派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>	<p>1.地域活動支援センター事業委託 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型の運営を宇城圏域市町村(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託している。 委託事業所 ・Ⅰ型…うきうき生活支援センター(宇土市) (基礎的事業+機能強化事業) ・Ⅲ型…なずな工房(富合町) (基礎的事業のみ)  平成19年度決算 1,343千円(城南町負担分)</p> <p>2.手話通訳者派遣・要約筆記者派遣経費 手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者などその他のものの意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話奉仕員派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>
	城 南 町				
<p>1.地域活動支援センター運営費助成</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型</p> <p>①目的 地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで社会参加・社会復帰への支援をする。</p> <p>②事業 ・利用者に対し創作的活動・生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供する。 ・医療・福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整 ・地域住民ボランティア育成 ・障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業</p> <p>③補助金 補助先：熊本きぼう生活支援センター 相談支援センターこころ 地域生活支援センターアシスト 地域生活支援センターウィズ 熊本市しょうがい者生活支援センター青空 熊本県あかね生活支援センター 補助金：9,800千円 平成19年度決算 58,800千円</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅢ型の運営費の一部を助成する。 補助先：新町きぼうの家 補助金：15名以上 5,300千円 10名以上14名以下 3,700千円 平成19年度決算 5,300千円</p> <p>2.手話通訳者設置・派遣、要約筆記者派遣経費 手話通訳者設置・手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話通訳者派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>	<p>1.地域活動支援センター事業委託 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型の運営を宇城圏域市町村(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託している。 委託事業所 ・Ⅰ型…うきうき生活支援センター(宇土市) (基礎的事業+機能強化事業) ・Ⅲ型…なずな工房(富合町) (基礎的事業のみ)  平成19年度決算 1,343千円(城南町負担分)</p> <p>2.手話通訳者派遣・要約筆記者派遣経費 手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者などその他のものの意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話奉仕員派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>				

<p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>要約筆記者派遣 1日:3,000 円 半日(4 時間以内):2,000 円</p> <p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>平成 19 年度決算 5,300 千円</p> <p>3.福祉ホーム事業運営費助成 現に住居を求めている障がい者に低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜の供与を行い、障がい者の地域生活を支援する福祉ホームの運営費の一部を助成する。 平成 19 年度予算 4,226 千円</p> <p>4.知的障がい者職親委託経費 知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間事業経営者等に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより、就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場での定着性を高める。 ※委託料:1名につき 30,000 円/月 平成 19 年度予算 120 千円</p> <p>5.成年後見制度利用支援事業助成 判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより障がい者の権利の擁護を図る。 平成 19 年度決算 0 千円</p> <p>6.日中一時支援事業経費 介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の日中の保護及び必要な介護を施設で行う。 〔根拠法令:熊本市日中一時支援事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 508 人 平成 19 年度決算 64,495 千円</p> <p>7.移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援を行う。 〔根拠法令:熊本市移動支援事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 111 人 平成 19 年度決算 24,077 千円</p> <p>8.訪問入浴サービス事業 入浴が困難な障がい者(児)に、入浴車を派遣して入浴サービスを提供する。 〔根拠法令:熊本市実訪問入浴サービス事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 19 人 平成 19 年度決算 18,224 千円</p>	<p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>要約筆記者派遣 1日:3,000 円 半日(4 時間以内):2,000 円</p> <p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>事務費:200 円/件 平成 19 年度決算 169 千円 (手話奉仕員派遣・要約筆記者派遣の合計)</p> <p>3.福祉ホーム事業運営費助成 実施なし</p> <p>4.知的障がい者職親委託経費 実施なし</p> <p>5.成年後見制度利用支援事業助成 実施なし</p> <p>6.日中一時支援事業経費 介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の日中の保護及び必要な介護を施設で行う。 〔根拠法令:地域生活支援事業実施要項〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 城南町支給決定者 23 人 平成 19 年度決算 3,888 千円</p> <p>7.移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援を行う。また、放課後預かり利用時の送迎、短期入所利用時の送迎の支援を行う。 〔根拠法令:地域生活支援事業実施要項〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 城南町支給決定者 19 人 平成 19 年度決算 1,397 千円</p> <p>8.訪問入浴サービス事業 実施なし</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>9.就職仕度金 施設利用者が一般就労した場合の給付。 平成 19 年度実績 5 件 平成 19 年度決算 180 千円</p> <p>10. 障がい児等療育支援事業 在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。 内 容 ・訪問による療育指導 ・外来による専門的な療育相談、指導 ・障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導 対象者 在宅の心身障がい児（者）及びその保護者 委託先 江津湖療育園発達医療センター（重症心身障がい児施設及び知的障がい者更生施設） 三気の家（知的障がい児通園施設） なでしこ園（知的障がい児通園施設） 熊本県ひばり園（難聴幼児通園施設） 熊本県こども総合療育センター（肢体不自由児（入所・通園）及び知的障がい児通園施設）  平成 19 年度決算 6,469 千円 ※平成 20 年度より、在宅支援訪問・外来療育等指導事業を統合。</p> <p>11.相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とする。 対象者 本市に居住する障がい者、障がい児、その保護者および介護者 事業所 熊本市しょうがいしゃ生活支援センター 青空 えびこ相談支援センター 済生会熊本福祉相談支援センター 熊本県あかね生活支援センター(24時間電話) 熊本きぼう生活支援センター 相談支援センター こころ 地域生活支援センター ウィズ 地域生活支援センター アシスト(24時間電話)  補助金 1か所 5,715,600円 24時間電話相談 960,000円加算  平成 19 年度決算 48,313 千円</p>	<p>9.就職仕度金 実施なし</p> <p>10. 障がい児等療育支援事業 実施なし</p> <p>11.相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とする。 宇城圏域市町(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託実施している。 対象者 本町に居住する障がい者、障がい児、その保護者および介護者 事業所 宇城障がい者生活支援センターくまむた荘(身体) 相談支援センター ウキネット(知的) うきうき生活支援センター(精神)  委託料 (身体) 6,000,000円 (知的) 5,314,000円 (精神) 6,000,000円 ※知的障がい分については美里町は単独で実施しているため、委託料については美里町負担相当分を控除した額 平成 19 年度決算 17,314,000円 うち城南町負担分 2,986,000円</p>
<p>相違点と課題</p>	<p>1. 地域活動支援センター事業委託／宇城圏域で実施委託する事業について調整する。 7. 移動支援事業／移動支援事業の対象等について調整する。</p>



## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	05 高齢者福祉券交付事業
協議内容	城南町独自の事業であり、熊本市では実施していない。 熊本市まで拡大すると対象者や対象施設及び予算の検討が必要。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	該当なし	<p>城南町高齢者福祉券を交付し、町内の温泉施設を利用してもらうことにより、高齢者の寝たきり防止及び高齢者の社会参加の促進を図ることを目的とする事業。</p> <p>○交付対象者 ・城南町在住の者 ・医療保険の高齢者受給者もしくは老人医療受給者証の交付を受けた者</p> <p>○交付の範囲 ・一人につき、年5枚。</p> <p>○対象施設 ・城南温泉センター 平成18年度 ・利用者数 2,728人 ・支出 補助金 1,265千円</p> <p style="text-align: right;">平成17年度決算 1,106千円 平成18年度決算 1,265千円 平成19年度決算 1,289千円</p>
相違点と課題	城南町独自の事業である。	



# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	5 上水道事業	小項目名	01 簡易水道組織・補助金
協議内容	簡易水道組織・補助金の取り扱いについて。 町内には地区営の簡易水道及びその他の水道組合が 18 組合あるが、県認可を受けている簡易水道組合は 2 組合であり、残り 11 組合は未認可、5 組合は認可対象外となっている。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。		

制 度 比 較																																																			
	熊 本 市																																																		
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等 ※修理費は 50 万円以上</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内</p> <p>平成 17 年度決算 17,946 千円 平成 18 年度決算 21,270 千円 平成 19 年度決算 1,116 千円</p> <p>地区営簡易水道 給水人口 ○認可取得</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">才木○</td> <td style="width: 10%;">149 人</td> <td style="width: 10%;">高○</td> <td style="width: 50%;">409 人</td> </tr> <tr> <td>築地上村</td> <td>113 人</td> <td>吉野</td> <td>113 人</td> </tr> <tr> <td>赤見</td> <td>438 人</td> <td>碓</td> <td>592 人</td> </tr> <tr> <td>舞原</td> <td>250 人</td> <td>舞原ニュータウン</td> <td>249 人</td> </tr> <tr> <td>沈目</td> <td>325 人</td> <td>東阿高団地</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘</td> <td>105 人</td> <td>本鰐瀬</td> <td>195 人</td> </tr> <tr> <td>湯ノ上山下</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(その他の水道組合)</td> </tr> <tr> <td>東阿高第二南</td> <td>269 人</td> <td>東阿高フラワー</td> <td>99 人</td> </tr> <tr> <td>築地下村</td> <td>48 人</td> <td>中尾</td> <td>93 人</td> </tr> <tr> <td>東阿高第一南</td> <td>99 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">相 違 点 と 課 題</td> <td>水道事業について、熊本市はすべて公営水道で行っているが、城南町は公営水道の整備と民間水道組合への施設整備補助事業を併用して行っている。</td> </tr> </tbody> </table>	熊 本 市	城 南 町	熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。	<p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等 ※修理費は 50 万円以上</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内</p> <p>平成 17 年度決算 17,946 千円 平成 18 年度決算 21,270 千円 平成 19 年度決算 1,116 千円</p> <p>地区営簡易水道 給水人口 ○認可取得</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">才木○</td> <td style="width: 10%;">149 人</td> <td style="width: 10%;">高○</td> <td style="width: 50%;">409 人</td> </tr> <tr> <td>築地上村</td> <td>113 人</td> <td>吉野</td> <td>113 人</td> </tr> <tr> <td>赤見</td> <td>438 人</td> <td>碓</td> <td>592 人</td> </tr> <tr> <td>舞原</td> <td>250 人</td> <td>舞原ニュータウン</td> <td>249 人</td> </tr> <tr> <td>沈目</td> <td>325 人</td> <td>東阿高団地</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘</td> <td>105 人</td> <td>本鰐瀬</td> <td>195 人</td> </tr> <tr> <td>湯ノ上山下</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(その他の水道組合)</td> </tr> <tr> <td>東阿高第二南</td> <td>269 人</td> <td>東阿高フラワー</td> <td>99 人</td> </tr> <tr> <td>築地下村</td> <td>48 人</td> <td>中尾</td> <td>93 人</td> </tr> <tr> <td>東阿高第一南</td> <td>99 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	才木○	149 人	高○	409 人	築地上村	113 人	吉野	113 人	赤見	438 人	碓	592 人	舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人	沈目	325 人	東阿高団地	197 人	旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人	湯ノ上山下	125 人			(その他の水道組合)				東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人	築地下村	48 人	中尾	93 人	東阿高第一南	99 人			相 違 点 と 課 題	水道事業について、熊本市はすべて公営水道で行っているが、城南町は公営水道の整備と民間水道組合への施設整備補助事業を併用して行っている。
熊 本 市	城 南 町																																																		
熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。	<p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等 ※修理費は 50 万円以上</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内</p> <p>平成 17 年度決算 17,946 千円 平成 18 年度決算 21,270 千円 平成 19 年度決算 1,116 千円</p> <p>地区営簡易水道 給水人口 ○認可取得</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">才木○</td> <td style="width: 10%;">149 人</td> <td style="width: 10%;">高○</td> <td style="width: 50%;">409 人</td> </tr> <tr> <td>築地上村</td> <td>113 人</td> <td>吉野</td> <td>113 人</td> </tr> <tr> <td>赤見</td> <td>438 人</td> <td>碓</td> <td>592 人</td> </tr> <tr> <td>舞原</td> <td>250 人</td> <td>舞原ニュータウン</td> <td>249 人</td> </tr> <tr> <td>沈目</td> <td>325 人</td> <td>東阿高団地</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘</td> <td>105 人</td> <td>本鰐瀬</td> <td>195 人</td> </tr> <tr> <td>湯ノ上山下</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(その他の水道組合)</td> </tr> <tr> <td>東阿高第二南</td> <td>269 人</td> <td>東阿高フラワー</td> <td>99 人</td> </tr> <tr> <td>築地下村</td> <td>48 人</td> <td>中尾</td> <td>93 人</td> </tr> <tr> <td>東阿高第一南</td> <td>99 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	才木○	149 人	高○	409 人	築地上村	113 人	吉野	113 人	赤見	438 人	碓	592 人	舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人	沈目	325 人	東阿高団地	197 人	旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人	湯ノ上山下	125 人			(その他の水道組合)				東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人	築地下村	48 人	中尾	93 人	東阿高第一南	99 人								
才木○	149 人	高○	409 人																																																
築地上村	113 人	吉野	113 人																																																
赤見	438 人	碓	592 人																																																
舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人																																																
沈目	325 人	東阿高団地	197 人																																																
旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人																																																
湯ノ上山下	125 人																																																		
(その他の水道組合)																																																			
東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人																																																
築地下村	48 人	中尾	93 人																																																
東阿高第一南	99 人																																																		
相 違 点 と 課 題	水道事業について、熊本市はすべて公営水道で行っているが、城南町は公営水道の整備と民間水道組合への施設整備補助事業を併用して行っている。																																																		